

レンタカー貸渡約款

Terms and Conditions



第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、この約款の定めるところにより、貸渡自動車（以下「レンタカー」という）を借受人（運転者を含む。以下同じ）に貸し渡すものとし、借受人はこれを借り受けるものとします。なお、この約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によるものとします。

2 当社は、この約款の趣旨、法令及び一般の慣習に反しない範囲で特約に応ずることがあります。特約した場合には、その特約が優先するものとします。



第2章 貸渡契約

(予約)

第2条 借受人は、レンタカーを借りるに当たって、あらかじめ車種、開始日時、借受場所、借受期間、返還場所、運転者その他の借受条件を明示して予約することができるものとし、当社は保有するレンタカーの範囲内で予約に応ずるものとします。

2 前項の予約は、別に定める予約申込み金を支払って行うものとします。

3 前項により予約した借受開始時間を1時間以上経過してもレンタカー貸渡契約（以下「貸渡契約」という）の締結に着手しなかったときは、予約は取り消されたものとみなします。

4 第1項の借受条件を変更する場合は、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。

TOPページ | 保険・補償・負担内容

3 当社は、貸渡契約を締結したときは、別に定める貸渡料金を申し受けます。

(貸渡契約の成立等)

第4条 貸渡契約は、当社が貸渡料金を受領し、借受人にレンタカーを引き渡したときに成立するものとします。この場合には、予約申込金は貸渡料金の一部に充当されるものとします。

2 当社は、事故、盗難その他当社の責によらない事由により予約された車種のレンタカーを貸し渡すことができない場合には、予約と異なる車種のレンタカー（以下「代替レンタカー」という）を貸し渡すことができるものとします。

3 前項により貸し渡す代替レンタカーの貸渡料金が予約された車種の貸渡料金より高くなるときは、予約した車種の貸渡料金とし、予約された車種の貸渡料金より低くなるときは、当該代替レンタカーの貸渡料金によるものとします。

4 借受人は、第2項による代替レンタカーの貸渡しの申し入れを拒絶し、予約を取り消すことができるものとします。

5 当社は、事故、盗難、その他当社の責によらない事由により予約された車種のレンタカー及び代替レンタカーを貸し渡すことができない場合において、借受人に一切の補償の責任を負わないものとします。

(貸渡契約の解除)

第5条 当社は、借受人が貸渡期間中に次の各号の1に該当したときは、何らの通知及び催告をすることなく貸渡契約を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求することができるものとします。この場合には、当社が前条により受領した貸渡料金を返納しないものとします。

(1) この約款に違反したとき。

(2) 借受人の責に帰す事由により交通事故を起こしたとき。

(3) 第9条各号に該当することとなったとき。

2 借受人は、レンタカーが借受人に引き渡される前の瑕疵により使用不能となった場合には、第22条3項による処置を受けたときを除き、貸渡契約を解除することができるものとします。

(不可抗力事由による貸渡契約の中途終了)

第6条 レンタカーの貸渡期間中において天災その他の不可抗力の事由により、レンタカーが使用不能となった場合には、貸渡契約は終了するものとします。

2 借受人は、前項に該当することとなったときは、その旨を当社に連絡するものとします。

TOPページ | 保険・補償・負担内容

3 前項によりレンタカーを返還したときは、当社は第4条により受領した貸渡料金を返納しないものとします。

(借受の条件の変更)

第8条 貸渡契約の成立した後、第3条第2項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。

2 当社は、前項による借受条件の変更によって貸渡業務に支障が生ずるときは、その変更を承認しないことがあります。

(貸渡契約の締結の拒絶)

第9条 当社は、借受人が次の各号の1に該当する場合には、貸渡契約の締結を拒絶することができるものとします。

- (1) 貸し渡したレンタカーの運転に必要な資格の運転免許証を有していないとき。
- (2) 酒気を帯びているとき。
- (3) 麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状等を呈しているとき。
- (4) 予約に際して定めた運転手とレンタカー引渡し時の運転手が異なるとき。
- (5) 過去の貸渡について、貸渡料金の支払いの滞納をしているとき。
- (6) 過去の貸渡において、第17条各号に掲げる事項に該当する行為があったとき。
- (7) 過去の貸渡し（他のレンタカー事業者の貸渡しを含む）において、第30条に掲げる事項に該当する行為があったとき。



第3章 貸渡自動車

(開始日時等)

第10条 当社は、第3条第2項で明示された開始日時及び借受場所で、第14条に定めるレンタカーを貸し渡すものとします。

(貸渡方法等)

TOPページ | 保険・補償・負担内容

3 当社は、レンタカーを引き渡したときは、地方運輸局陸運支局長及び沖縄総合事務局陸運事務所長が定めた内容を記載した所定の自動車貸渡証を借受人に交付するものとします。



第4章 貸渡料金

(貸渡料金)

第12条 当社が受領する第4条の貸渡料金は、レンタカー貸渡時において地方運輸局陸運支局長及び沖縄総合事務局陸運事務所長に届け出て実施している料金表によるものとします。

2 当社が受領する貸渡料金の額は、基本料金及び貸渡しに付帯する付帯料金の合計額とします。

(貸渡料金改定に伴う処置)

第13条 前条の貸渡料金を第2条による予約した後に改定したときは、前条第1項にかかわらず、予約のときに適用した料金表によるものとします。



第5章 責任

(定期点検整備)

第14条 当社は、道路運送車両法第48条の定期点検整備を実施したレンタカーを貸し渡すものとします。

(日常点検整備)

第15条 借受人は、借受期間中、借り受けたレンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第47条の2に定める日常点検整備を実施しなければならないものとします。

(借受人の管理責任)

第16条 借受人は、善良な管理者の注意義務をもってレンタカーを使用し、保管するものとします。

2 前項の管理責任は、レンタカーの引渡しを受けたときに始まり、当社に返還したときに終わるものとします。

TOPページ | 保険・補償・負担内容

やかにレンタカーを移動させ、レンタカーの借受期間満了時又は当社の指示する時までに取り扱い警察署に出頭して違反を処置するよう指示するものとし、借受人又は運転者はこれに従うものとします。なお、当社はレンタカーが警察より移動された場合には当社の判断により、自らレンタカーを警察から引き取る場合があります。

3 当社は前項の指示を行った後、当社の判断により違反処理の状況を交通反則告知書又は納付書、領収書により確認するものとし、処理されていない場合には処理されるまで借受人又は運転者に対して前項の指示を行うものとします。又、当社は、借受人又は運転者に対し放置駐車違反をした事実及び警察署等に出頭し違反者として法律上の措置に従うことを自認する旨の当社所定の文章（以下「自認書」という）に自ら署名するよう求め、借受人又は運転者はこれに従うものとします。

4 当社は当社が必要と認めた場合は、警察に対して自認書及び貸渡証等の個人情報を含む資料を提出する等により借受人又は運転者に対する放置駐車違反に係る責任追及のための必要な協力を行うほか、公安委員会に対して道路交通法第15条の4第6項に定める弁明書及び自認書並びに貸渡証等の資料を提出し、事実関係を報告する等の必要な法的措置をとることができるものとし、借受人又は運転者はこれに同意するものとします。

5 当社が道路交通法第51条の4第1項の放置違反金納付命令を受け放置反則金を納付した場合又は借受人若しくは運転者の捜索及びレンタカーの引き取りに要した費用等を負担した場合には、借受人又は運転者は当社に対して放置違反金相当額及び当社が負担した費用について賠償する責任を負うものとします。この場合、借受人又は運転者は当社に対して当社の指定する期日までにこれらの金額を支払うものとします。尚、借受人または運転者が放置違反相当額を当社に支払った場合において、罰金又は反則金納付したことにより当社が放置違反金の還付を受けたときは、当社は受け取った放置違反金相当額を借受人又は運転者に返還します。

(禁止行為)

第17条 借受人は、レンタカーの借受期間中、次の行為をしてはならないものとします。

(1) 当社の承諾及び道路運送法に基づく許可等を受けることなく レンタカーを自動車運送事業又はこれに類する目的に使用すること。

(2) レンタカーを転貸し、又は他に担保の用に供する等当社の所有権を侵害することとなる一切の行為をすること。

(3) レンタカーの自動車登録番号標又は車両番号標を偽造若しくは変造し、又はレンタカーを改造若しくは改裝する等、その原状を変更すること。

(4) 当社の承認を受けることなく、レンタカーを各種テスト若しくは競技に使用し、又は他車の牽引若しくは後押しに使用すること。

(5) 法令又は公序良俗に違反してレンタカーを使用すること。

(6) 当社の承認を受けることなく、レンタカーについて損害保険に加入すること。

(自動車貸渡証の携帯義務等)

TOPページ | 保険・補償・負担内容

第19条 借受人は、レンタカーを使用して第三者又は当社に損害を与えた場合には、その損害を賠償する責任を負うものとします。ただし、借受人の責に帰さない事由による場合を除きます。



第6章 自動車事故の処置等

(事故処置)

第20条 借受人は、レンタカーの借受期間中に、当該レンタカーに係る事故が発生したときは、事故の大小にかかわらず法令上の処置をとるとともに、次に定めるところにより処理するものとします。

(1) 直ちに事故の状況等を当社に報告すること。

(2) 当該事故に関し、当社及び当社が契約している保険会社が必要とする書類又は証拠となるものを遅滞なく提出すること。

(3) 当該事故に関し、第三者と示談又は協定をするときは、あらかじめ当社の承認を受けること。

(4) レンタカーの修理は、特に理由がある場合を除き、当社又は当社の指定する工場で行うこと。

2 借受人は、前項によるほか自らの責任において自己の解決に努めるものとします。

3 当社は、借受人のため当該レンタカーに係る事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとします。

(補償)

第21条 当社は、レンタカーについて締結された損害保険契約及び当社の定める補償制度により、借受人が負担した第19条の損害賠償責任を次の限度内において、填補するものとします。

(1) 対人補償 1名限度額無制限

(2) 対物補償 1事故限度額無制限 (免責額5万円)

(3) 車両補償 1事故限度額時価額 (免責額5万円)

(4) 人身傷害 搭乗中のみ3,000万円

2 前項に定める補償限度額を超える損害については、借受人の負担とします。

3 当社が第1項の対人補償限度額を超えて借受人の負担すべき損害額を支払ったときは、借受人は、直ちに超過額を当社に弁済するものとします。

TOPページ | 保険・補償・負担内容

関係なく修理期間の営業補償の一部として次の料金をご負担いただきます。

ノンオペレーションチャージ

(1) 自走して当社又は当初の返還予定地に返還した場合

金50,000円（税込み）。

(2) 自走できず当社又は当初の返還予定地に返還できなかった場合金100,000円（税込み）及びレッカー料金実費額。

3 借受人は、レンタカーの貸渡し前に存した瑕疵により使用不能となった場合には、当社からの代替レンタカーの提供又はこれに準ずる処置を受けることができるものとします。

4 借受人は、前項に定める処置を除き、レンタカーを使用できなかったことにより生ずる損害について当方に請求できないものとします。

(不可抗力による免責)

第23条 当社は、天災その他の不可抗力の事由により、借受人が借受期間内にレンタカーを返還することができなくなった場合には、これにより生ずる損害について借受人の責任を問わないものとします。借受人は、この場合、直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとします。

2 借受人は、天災その他の不可抗力の事由により、当社がレンタカーの貸渡し又は代替レンタカーの提供をすることができなくなった場合には、これにより生ずる損害について当社の責任を問わないものとします。当社は、この場合、直ちに借受人に連絡するものとします。



第7章 取消し、払戻し等

(予約の取消し等)

第24条 借受人は、第2条の予約をしたにもかかわらず、借受人の都合で予約を取り消した場合又は貸渡契約を締結しなかった場合には、別に定めるところにより予約取消手数料を支払うものとします。この予約取消手数料の支払いがあったとき、当社は予約申込金を返納するものとします。

2 当社は第2条の予約を受けたにもかかわらず、当社の都合で予約を取り消した場合又は貸渡契約を締結しなかった場合には、予約申込金を返納するほか、別に定めるところにより違約金を支払うものとします。

3 第2条の予約があったにもかかわらず、前2項以外の事由により貸渡契約が締結されなかった場合には、予約を取り消されたものとします。この場合、当社は予約申込金を返納することとします。

TOPページ | 保険・補償・負担内容

第25条 借受人は、第7条第1項の中途解約をした場合には、解約までの期間に対応する貸渡料金のほか、次の中途解約手数料を支払うものとします。

中途解約手数料＝ { (貸渡契約期間に対応する基本料金) － (貸渡しから返還までの期間に対応する基本料金) } ×50%

(貸渡料金の払戻し)

第26条 当社は、次の各号に該当するときは、それぞれ各号に定めるところにより借受人から受領した貸渡金の全部又は一部を払い戻すものとします。

(1) 第5条第2項により、借受人が貸渡契約を解除したときは、受領した貸渡金額の全額

(2) 第6条第1項により貸渡契約が終了したときは、受領した貸渡料金から、貸渡しから貸渡契約が終了となった期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額

(3) 第7条第1項により、借受人が中途解約したときは、受領した貸渡料金から、貸渡しから中途解約により返還した期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額

2 前項の払戻しに当たっては、中途解約手数料その他の受領すべきものがあるときは、これと相殺することができるものとします。



第8章 返還

(レンタカーの確認等)

第27条 借受人は、レンタカーを当社に返還するとき、通常の使用による摩耗を除き、引渡しを受けたときに確認した状態で返還するものとします。

2 当社は、レンタカーの返還に当たって、借受人の立ち会いのうえ、レンタカーの状態を確認するものとします。

3 借受人は、レンタカーの返還に当たって、レンタカー内に借受人又は同乗者の遺留品がないことを確認して返還するものとし、当社は、返還後の遺留品について責を負わないものとします。

(レンタカーの返還時期等)

第28条 借受人は、レンタカーを借受期間内に返還するものとします。

2 借受人は、第8条第1項により借受期間を延長したときは、変更後の借受期間に対応する貸渡料金又は変更前の貸渡料金と超過料金のうち、いずれか低い方の金額を支払うものとします。

TOPページ | 保険・補償・負担内容

3 借受人は、第8条第1項による当社の承諾を受けることなく、第3条第2項により明示した返還場所以外の場所にレンタカーを返還したときは、次に定める返還場所変更違約料を支払うものとします。

返還場所変更違約料＝返還場所の変更によって必要となる回送のための費用×300%

(レンタカーが乗り逃げされた場合の処置)

第30条 当社は、借受人が貸渡期間満了のときから24時間を経過しても前条第1項の返還場所にレンタカーの返還をせず、かつ、当社の返還請求に応じないとき、又は借受人の所在が不明等乗り逃げされたものと認められるときは、刑事告訴を行うなど法的手続きのほか（一社）全国レンタカー協会への乗り逃げ被害報告をする等の措置をとるものとします。

2 当社は、前項に該当することとなった場合には、あらゆる方法により、レンタカーの所在を確認するものとします。

3 第1項に該当することとなった場合、借受人は、第19条の定めにより当社に与えた損害について賠償する責任を負うほか、レンタカーの回収及び借受人の捜索に要した費用を負担するものとします。

(信用情報の登録と利用の合意)

第31条 借受人は、前項に該当することとなったときは、客観的な貸渡事実に基づく信用情報が（一社）全国レンタカー協会に7年を超えない期間登録されること、並びにその情報が（一社）全国レンタカー協会及び加盟各都道府県レンタカー協会とその会員事業者利用されることに同意するものとします。



第9章 雑則

(代理貸渡し)

第32条 この約款は、当社がレンタカーの保有者として、他の事業者へ委託してレンタカーの貸渡を代理させる取引を行い、借受人へレンタカーを貸渡すときにおいても、適用されるものとします。

2 当社は 申込者の希望どおりの車種クラス、車名又は型式のレンタカーを貸渡することができない場合においては、第3条の規定に関わらず、次の事項に掲げる事項について申込者に確認し、その同意を得た場合に限り、他のレンタカー事業者からレンタカーの提供を受けて、申込者に貸し渡します（これを「代理貸渡し」といいます）

（1）事故、故障等のトラブルがあった場合において、当社の約款による方が当該レンタカーを提供した事業者の貸渡約款を適用するよりも借受人等の利用者にとって有利であるときは、当社の約款を適用するものであること。

TOPページ | 保険・補償・負担内容

4 代理貸渡しをした場合において、当該貸渡しをした車両について、故障その他のトラブルが発生したが発生したときは、当社は、保有するレンタカーを貸渡しした場合と同様に、車両提供事業者の行う修理等の手続に協力するほか、借受人又は運転者の利便を確保するための措置をとります。

(遅延損害金)

第33条 借受人は、この約款の基づく金銭債務の履行を怠ったときは、当社に対し年利14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

(契約の細則)

第34条 当社は、この約款の実施に当たり、別に細則を定めることができます。

2 当社は、別に細則を定めたときは、当社の営業所に掲示するとともに、当社の発行するパンフレット及び料金表にこれを記載するものとします。又これを更新した場合も同様とします。

(管轄裁判所)

第35条 この約款に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、当社の本店所在地を管轄する裁判所をもって管轄裁判所とします。

附則

この約款は、令和5年4月15日から施行いたします。